

令和3年12月24日開催

令和3年度
燕市農業委員会第10回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第10回総会 議事録

1. 開催日時 令和3年12月24日(金曜日)
午後1時30分～午後2時14分

2. 開催場所 燕市役所 1階 つばめホール

3. 出席委員(26名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員(0名)

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第22号 農地転用事実確認願について

報告第23号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

- 議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 55 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 56 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

11 番 澁木誠治 12 番 山田直子

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、ありません。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第10回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号11 澁木誠治 委員及び</p> <p>議席番号12 山田直子 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第21号から第23号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第21号、「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>受付番号96番 下粟生津字下組の田、2筆、面積959㎡、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号97番 次新の田、1筆、面積5,625㎡、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号98番 三王渕字塚田の田、1筆、面積990㎡、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号99番 杉柳字杉柳の田、2筆、面積1,211㎡、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号100番 小池字前田の田、8筆、面積3,168㎡、売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号101番 米納津字砂田川上の田、1筆、面積310㎡、耕作者変更（相対）に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号102番 吉田西太田字土手内の田、1筆、面積2,917㎡、売買に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 103 番 粟生津字山王の田、4 筆、面積 10,279 m²、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 104 番 野本字村附の田、3 筆、面積 3,898 m²、県道拡幅工事に伴う利用権の解約であります。</p> <p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 105 番 舘野字西の田他、計 5 筆、面積 9,199 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 106 番 舘野字西の田、1 筆、面積 1,542 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 107 番 桜町の田、1 筆、面積 5,158 m²、売買（農家要件充足）に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 22 号、「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号 6 番 熊森字屋敷の畑、4 筆、面積 1,464 m²、転用目的は太陽光パネル設置、現況地目は雑種地、証明番号年月日は証第 6 号、令和 3 年 11 月 17 日であります。</p> <p>次の受付番号 7 番から 10 番は、全て同じ申請者で、自宅の敷地内で別々にとった許可の確認になります。</p> <p>受付番号 7 番 八王寺字堤添の畑、2 筆、面積 131 m²、転用目的は倉庫、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 7 号、令和 3 年 12 月 2 日であります。</p> <p>受付番号 8 番 八王寺字堤添の畑、2 筆、面積 306 m²、転用目的は住宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 8 号、令和 3 年 12 月 2 日であります。</p> <p>受付番号 9 番 八王寺字堤添の畑、1 筆、面積 173 m²、転用目的は車庫、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 9 号、令和 3 年 12 月 2 日であります。</p> <p>受付番号 10 番 八王寺字堤添の畑、1 筆、面積 189 m²、転用目的は車庫兼物置、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 10 号、令和 3 年 12 月 2 日であります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第 23 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 7 番 杉柳字浦田の畑、2 筆、面積 582 m²、現況は非農地、山林、転用許可等の有無とその内容は、無し、農用地区域外であります。</p> <p>但しこの農地は農地法施行以前から、すでに自宅の</p>

事務局	<p>庭として利用されていたものであります。</p> <p>受付番号 8 番 灰方字筒東の田他、2 筆、面積 244 m²、現況は非農地、公衆用道路、転用許可等の有無とその内容は、字筒東は無し、字北は、有り、平成 4 年 10 月 27 日、農地法第 4 条、通路敷、どちらも農用地区域外であります。</p> <p>受付番号 9 番 小高字外山田の田、1 筆、面積 259 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、有り、平成 13 年 12 月 18 日、農地法第 5 条、宅地造成地（代替地）、用途地域であります。</p> <p>受付番号 10 番 吉田字流間の田、4 筆、面積 2,433 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、有り、昭和 62 年 3 月 23 日、農地法第 5 条、店舗・駐車場成地、用途地域であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">（質問なし）</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長	<p>次に、議案第 52 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 52 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 29 番 小古津新の田、1 筆、面積 10,327 m²、契約内容は売買、10 ㌶あたり 80 万円、位置図は、議案資料 1 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 30 番 花見字居掛下の畑、2 筆、面積 69 m²、契約内容は売買、10 ㌶あたり 40 万円、位置図は、同じく議案資料 1 頁をご覧ください。申請地は、譲受人の農地に囲まれた農地であります。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 12 月 17 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内</p>

土田委員長	<p>容の報告をお願い致します。</p> <p>12月17日、午後1時30分より、市役所301会議室で、第2事前審査委員会、委員全員による審査の結果、農地法第3条の許可申請2件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第53号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号9番 秋葉町四丁目の田、1筆、面積978㎡、転用目的は、住宅及び作業所・物置、完工済みであります。位置図・土地利用計画図は、議案資料2～3頁をご覧ください。</p> <p>昭和38年の圃場整備に伴い換地された土地に住宅を建築していたものであります。申請者は昭和60年に相続したのですが、始末書添付のうへ改めて申請をおこなうものであります</p> <p>申請地は、第一種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>また、提出された「始末書」については、事前審査会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。</p> <p>審査の結果、農地法第4条許可申請1件、異議がなかった事を報告致します。</p>

議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長 事務局	<p>次に、議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> <p>議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 65 番 分水旭町二丁目の畑、1 筆、面積 110 m²、転用目的は物置、庭及び通路、契約内容は売買、完工済みであります。位置図・土地利用計画図は、議案資料 4～5 頁をご覧ください。</p> <p>令和 2 年に相続した土地の一部が農地であったため、空き家バンクに登録し譲受人も決まったことから 5 条申請を提出するものであります。また申請地には作業小屋等があり、始末書添付のうえ改めて申請をおこなうものであります。なお、こちらの始末書についても、事前審査会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>許可要件であります。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所であります。</p> <p>受付番号 66 番 分水文京町の畑、1 筆、面積 337 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 4 年 5 月 15 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 6～7 頁をご覧ください。住宅建築のため農地を取得するものであります。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所であります。</p> <p>受付番号 67 番 井土巻五丁目の畑、1 筆、面積 444 m²、転用目的は貸駐車場 (10 台)、契約内容は売買、令和 4 年 4 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 8～9 頁</p>

事務局	<p>をご覧ください。貸し駐車場を造成し、事業の拡大を図るものであります。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 68 番 吉田西太田字札木の畑、1筆、面積 164 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 4 年 5 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 10～11 頁をご覧ください。住宅建築のため農地を取得するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 69 番 小高字新田の田畑、2筆、面積 1,021 m²、転用目的は資材置場及び駐車場（20 台）、契約内容は売買、令和 4 年 6 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 12～13 頁をご覧ください。</p> <p>既存の工場が狭く、駐車場や資材置場が不足したことから、隣接する土地を取得し事業の利便性を図るものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内に点在する宅地に挟まれた農地で、周辺農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 70 番 吉田日之出町の畑、1筆、面積 180 m²、転用目的は倉庫、約内容は売買、完工済みであります。位置図、土地利用計画図は、議案資料 14～15 頁をご覧ください。</p> <p>木材加工所、兼資材置場として利用するものであります。また、現地は昭和 61 年に建築された倉庫があり、成年後見人より始末書が提出されているため、事前審査会で読み上げさせていただいたものであります。</p> <p>許可区分であります。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 71 番 野本字村附の畑、1筆、面積 396 m²、転用目的は県道からの乗入れ通路敷、契約内容は売買、令和 4 年 4 月</p>
-----	---

<p>事務局</p>	<p>30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料16～17頁をご覧ください。リホーム住宅の販売にあたり、既存の通路敷が狭く出入りが不便なため、通路敷を確保するものであります。</p> <p>申請地は、集落内の農振白地で、県道：燕・分水線の拡幅工事に伴う残地部分となっており、既存の宅地の通路として利用する以外に活用することが難しいと思われることから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号72番 吉田下中野字筒中才^{どなかさい}の畑、1筆、面積163㎡、転用目的は駐車場（4台）、契約内容は売買、令和4年3月20日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は、議案資料18～19頁をご覧ください。自宅に駐車場が無いため、隣接する農地を取得し、分散して借りている駐車場をまとめるものであります。</p> <p>申請地は、準住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号73番 大関字東川根の田、2筆、面積1,966㎡、転用目的は資材置場及び駐車場（30台）、契約内容は売買、令和4年7月30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料20～21頁をご覧ください。</p> <p>事業の拡大に伴い、資材置場及び職員駐車場が不足することとなったため、既存の工場に隣接する農地を取得し、造成するものであります。</p> <p>申請地は、工業専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号74番 柚木字小成^{こなし}の田畑、5筆、面積3,062㎡、転用目的は駐車場（71台）、契約内容は売買、令和5年3月31日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料22～23頁をご覧ください。</p> <p>事業の拡大に伴い、職員の車が会社の運搬車両の通行の支障となっているため、隣接する農地に新たに職員及び営業用車両の駐車場を確保するものであります。</p>
------------	--

	<p>申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>受付番号65番、70番で提出された「始末書」については、事務局が読み上げ、これを確認しました。</p> <p>また受付番号74番の3,000㎡を越える申請について、事務局の説明のうえ現地の確認を行いました。</p> <p>以上、審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請10件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田浦委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p> <p>なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議 長	<p>次に議案第55号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第55号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。</p> <p>始めに、所有権の移転であります。議案の14頁をご覧ください。</p> <p>受付番号11番 長辰字辰ノ口の田、1筆、304㎡、移転時期は令和4年1月25日、対価は〇円、引渡し時期は令和4年1月31日。位置図は議案資料24頁をご覧ください。</p> <p>受付番号12番 館野字西の田、2筆、3,560㎡、移転時期・引渡時期は全て同じですので、お読み取り下さい。対価は〇円、位置図は同じく24頁になります。</p>

	<p>受付番号 13 番 又新字箴割の田、13 筆、9,471 m²、対価は〇円。位置図は 25 頁になります。</p> <p>次の番号 14 番・15 番は譲受人が同じになります。</p> <p>受付番号 14 番 米納津の田、1 筆、3,757 m²。対価は〇円、位置図は同じく 25 頁になります。</p> <p>受付番号 15 番 米納津の田、2 筆、1,339 m²。対価は〇円。番号 14 番に隣接する農地になります。</p> <p>続いて、位置図の 26 頁になります。</p> <p>受付番号 16 番 国上字長辰の田他、4 筆、3,534 m²、対価は〇円になります。</p>
事務局	<p>続いて、利用権設定になります。議案の 16 頁になります。</p> <p>こちらは、新規設定のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 42 番 小高字新田の田、1 筆、671 m²、9 年の新規設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p> <p>受付番号 43 番 小高字藤曲の田、7 筆、4,859 m²、10 年の新規設定になります。</p> <p>受付番号 44 番 柳山字前畑の田他、20 筆、15,737 m²、1 年の新規設定になります。</p> <p>以下、再設定となりますので、お読み取り下さい。</p> <p>なお、委員の関係する案件はありませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転 6 件、利用権の新規設定 3 件、再設定 7 件、異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、決定とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 56 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画 (案)</p>

事務局	<p>の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p> <p>議案第 56 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。議案の <u>20 頁</u> をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、10 年の農用地利用集積計画であります。</p> <p>受付番号 164 番 長所字前田川東の田他、8 筆、面積 17,533 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 13 年 12 月 31 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p> <p>次に、9 年の集積計画であります。議案の 37 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 258 番 関崎字荒古の田、2 筆、面積 1,966 m²、設定期間は令和 13 年 3 月 5 日までの 9 年であります。</p> <p>次に、8 年の集積計画であります。議案の 38 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 259 番 吉田西太田字土手内の田、3 筆、面積 1,915 m²、設定期間は令和 11 年 12 月 31 日までの 8 年であります。</p> <p>次に、5 年の集積計画であります。議案の 39 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 260 番 柳山字浦畑の田、8 筆、面積 6,701 m²、設定期間は令和 8 年 12 月 31 日までの 5 年であります。</p> <p>なお、委員の関係する集積計画としては、5 年の集積計画、受付番号 267 番に三浦委員の案件があります。</p>
事務局	<p>次に、配分計画であります。議案の 42 頁をご覧ください。</p> <p>それでは、初めに 10 年の配分計画であります。</p> <p>こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 106 番 長所字前田川東の田他、14 筆、面積 28,274 m²、設定期間は令和 13 年 12 月 31 日までの 10 年であります。</p> <p>次に、9 年の配分計画であります。議案の 58 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 162 番 関崎字荒古の田、2 筆、面積 1,966 m²、設定期間は令和 13 年 3 月 5 日までの 9 年であります。</p> <p>次に、8 年の配分計画であります。議案の 59 頁をご覧ください。</p>

事務局	<p>受付番号 163 番 吉田西太田字土手内の田、3 筆、面積 1,915 m²、設定期間は令和 11 年 12 月 31 日までの 8 年であります。</p> <p>次に、5 年の配分計画であります。議案の 60 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 164 番 柳山字浦畑の田他、10 筆、面積 8,535 m²、設定期間は令和 8 年 12 月 31 日までの 5 年であります。</p> <p>最後に、配分計画の移転であります。議案の 63 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 8 番 関崎字才取面^{さいとりめ}の田、2 筆、面積 2,042 m²、設定期間は令和 13 年 3 月 5 日までの 9 年であります。</p> <p>受付番号 9 番 東太田字上枯木の田、10 筆、面積 3,520.83 m²、設定期間は令和 13 年 2 月 5 日までの 9 年であります。</p> <p>受付番号 10 番 米納津の田、1 筆、面積 8,682 m²、設定期間は令和 9 年 12 月 31 日までの 6 年であります。</p> <p>なお、関係委員の案件として、議案の 48 頁、受付番号 124 番に長谷川委員、52 頁の受付番号 141 番に本田委員、の 2 名が関係委員となります。</p> <p>また、今回の申請で農地所有適格法人が利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案 <u>64 頁</u>の議案第 55 号関係資料をご覧ください。</p> <p>今回の利用権の申請がありました、農事組合法人「あぐりマイスター長所」から、5 番目の農事組合法人「ファミリー太田」まで、(1) から (4) までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である集積計画の受付番号 267 番、配分計画の番号 124 番、141 番を除いて、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農地中間管理事業の受付番号 267 番を除く集積計画 109 件、同じく関係委員の案件である番号 124 番、141 番を除く配分計画 66 件、配分計画の移転 3 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
議 長	<p style="text-align: center;">(質疑なし)</p> <p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、</p>

議 長	委員長報告のとおり農用地利用集積計画は番号 267 番を除いて、原案どおり決定する事、また農用地利用配分計画については、番号 124 番、番号 141 番を除いて、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。
議 長	それでは、関係委員である、議席番号 2 番 本田委員、3 番 三浦委員、10 番 長谷川委員は退席願います。
	(関係委員 退室 午後 2 時 10 分)
議 長	それでは、関係委員の案件、農用地利用集積計画 (案)、受付番号 267 番、配分計画 (案)、受付番号 124 番、番号 141 番について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、集積計画受付番号 267 番、及び配分計画、番号 124 番、番号 141 番について、「意見がなかった」事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「意見なし」とする事で、異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。
	関係委員は、入室願います。
	(関係委員 入室・着席 午後 2 時 12 分)
議 長	退席された委員の皆さんに報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。
関係委員	ありがとうございました。
議 長	なお、議案第 55 号、議案第 56 号の案件につきましては、12 月 28 日の告示により効力が発生する事になります。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第 10 回総会を閉会致します。
	(終了時刻 午後 2 時 14 分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月24日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 澄平誠治

議事録署名委員 山田直子
